

政令第 号

社会資本整備重点計画法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

社会資本整備重点計画法施行令（平成十五年政令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「五年」を「おおむね五年」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

最近における社会資本整備事業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、社会資本整備重点計画の計画期間を改める必要があるからである。